

新公益法人制度

～ 行政手続の簡素化・合理化編 ～

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

Office for the Public Interest Corporation,
Cabinet Office, Government of Japan

1 財務規律の柔軟化・明確化

2 行政手続の簡素化・合理化

3 自律的なガバナンスの充実、
透明性の向上

改正のポイント①

【財務規律の柔軟化・明確化】

	改正前
収支規律	収支相償。黒字は2年間で解消(過去の赤字と通算不可)。各公益目的事業単位でも判定
積立資金	特定費用準備資金と資産取得資金が存在。各目的ごとに資金を管理
財産保有制限	遊休財産規制。用途の定まっていない財産の保有は、当該事業年度の事業費が上限

改正後
中期的収支均衡。黒字は5年間で解消(過去の赤字と通算可)。公益目的事業全体で収支均衡判定
公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金に。複数目的のための一つの資金として管理
用途不特定財産規制。上限を過去5年間の事業費平均額に見直し。別枠で「予備財産」の保有が可能

【行政手続の簡素化・合理化】

	改正前
欠格事由	認定取消しを受けた場合、その法人は、5年間公益認定を受けることができない
事業変更	事業を変更する場合、申請書記載事項の変更を伴うものは変更認定申請が必要

改正後
自発的な申請による認定取消の場合を、公益認定を受けることができない場合から除外
収益事業等の変更を届出化、公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大し、届出化

改正のポイント②

【自律的ガバナンスの充実、透明性の向上】

	改正前
各理事 ・各監事	特別利害関係(親族関係等)にある者が、 理事・監事それぞれで3分の1を超えないこと
理事-監事 関係	定めなし
会計監査人	負債が50億円以上 又は 収益・費用・損失が1,000億以上 の場合に設置



改正後
左記3分の1規制に加え、 外部理事・監事を最低1名設置
理事-監事間で特別利害関係がないこと
負債が50億円以上 又は 収益・費用・損失が 100億円以上 の場合に設置

	改正前
提出書類の 開示	定期提出書類のうち、 財産目録等 については、 法人・行政庁で請求があれば閲覧に供する
区分経理	一部の法人のみ 区分経理 が必須
開示情報の 拡充	役員報酬の支給規程及び支給総額を開示



改正後
財産目録等(範囲を拡大) について、 行政庁で公表 (法人は引き続き請求があれば閲覧に供する)
原則全ての法人で区分経理
2千万円を超える役員報酬 についてその額・理由、 海外送金・リスク軽減策の有無 を、開示情報に追加

欠格事由の見直し

現行

- ・公益認定の基準(法第5条)を充たしている法人であっても、欠格事由(法第6条第1号～第6号)のいずれかに該当する法人の場合は、公益認定を受けることができない。
- ・法人の認定取消し時に、認定取消し日から1年以内に業務を行っていた理事で、その日から5年を経過しない理事が居る法人、又は認定を取り消されてから5年を経過しない法人は、公益認定を受けられない。

改正概要

適用開始:令和7年4月1日

・公益法人と一般法人との間で転換を容易にする、法人における理事等の流動性を確保するという観点から、公益法人が自らの申請して認定取消しを受けた場合については、欠格事由の対象から除外。

・具体的には、法第29条第1項第4号の「公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき」に関して、

○自ら取消しの申請をした法人の認定取消し時に、認定取消し時から1年以内に当該法人の業務を行っていた理事が、その日から5年を経過しない間に、当該法人或いは別の法人の理事である場合

○自ら取消しの申請をした法人で、認定を取り消されてから5年を経過しない法人。

上記2つの場合の法人については、法第6条の欠格事由には該当しない。

行政手続の簡素化・合理化①(変更手続の見直し①)

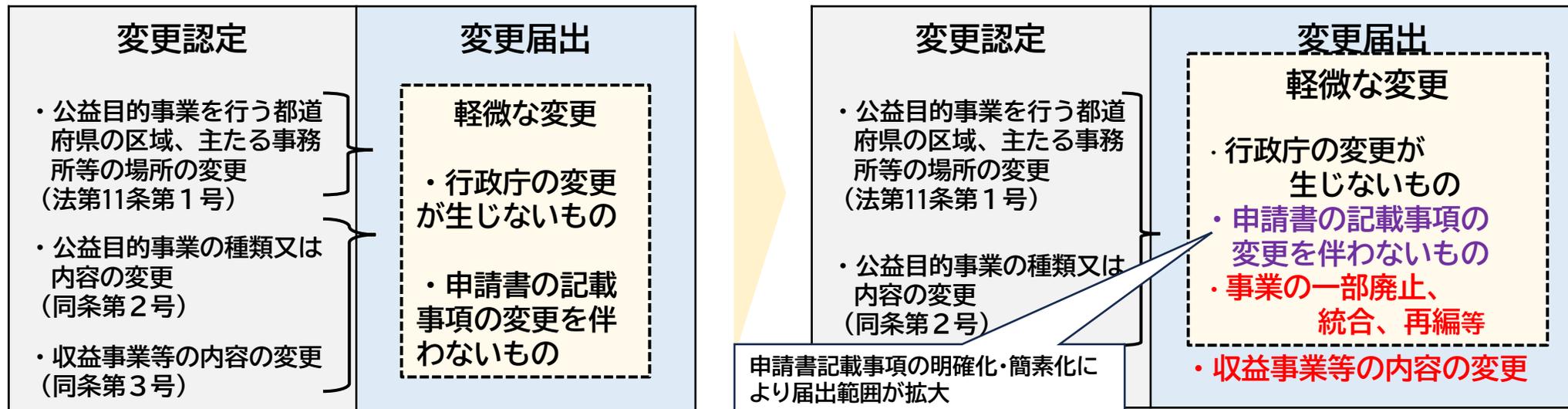
現行

- ・公益法人は、行政庁から認定を受けた事業(公益目的事業及び収益事業等)を変更する場合、行政庁に変更認定申請を行い認定を受ける必要がある。
- ・ただし、一部の軽微な変更、行政庁から認定を受けている申請書(事業内容等を記載)の記載事項の変更を伴わないものについては、行政庁への届出で変更することができる。

改正概要

適用開始: 令和7年4月1日

- ・公益法人が自らの判断で柔軟・迅速な事業展開をできるように、届出で事業変更可能な範囲を拡大。具体的には、収益事業等の変更を届出化、また、公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大。
- ・また、申請書に記載すべき事項を明確化(現在の多くの公益法人の実態に比べ簡素化)することで、認定を受けた公益目的事業の内容が変わらない範囲において、届出でより柔軟・迅速な事業展開が可能に。
- ・なお、制度改正によって、認定申請事項から届出事項に切り替わるもので、新制度施行前に行政庁にされている申請に係るものについては、新制度施行後当該変更が確認された時点で届出がされたものとみなす。



変更届出対象事項

公益目的事業関係の変更(赤枠が新設)

公益目的事業の一部の廃止

公益目的事業の統合、再編、承継その他の変更であって、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの(以下 i ~ v)

- i 各公益目的事業の申請書記載事項等に変更なく、**事業の単位**(公1、公2、細分化された公1-1、公2-3など)の統合・分割・再編などを行う場合
- ii 公益法人である**吸収合併存続法人**が、吸収合併消滅法人からその公益目的事業を申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ場合(吸収合併存続法人の定款目的の範囲内であることは必要。)
- iii 公益法人が他の公益法人の**公益目的事業の譲渡**を受け、その公益目的事業を申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ場合(譲渡を受ける公益法人の定款目的の範囲内であることは必要。)
- iv **自然災害その他の緊急事態**にあつて、当該法人の人材又は保有財産を活用して迅速に対応することが求められる場合において、短期間、対価収入(その実施に要した費用を超えないことが明らかな対価収入を除く。)を得ることなく事業を行う場合
- v 事業区分ごとの事業の特性、内容等に照らして当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるとあるもの**定めた場合**

その時点で認定を受けている申請書の記載事項の変更を伴わない事業変更

(例)

- ・公1、公2…と公益目的事業が複数ある場合に公〇を削除
- ・1つの公益目的事業が細分化されている場合、その一部(公1-1等)を削除

特定の地域で公益目的事業を実施することとしている法人が、当該地域以外の地域で事業を行う場合も含む。

(例)固有名詞の字句や名称の修正等、形式変更であることが明らかな場合は
手続不要

変更届出対象事項

収益事業等の内容の変更(赤枠)

収益事業等(収益事業又はその他事業)の内容の変更

新設・変更・廃止いずれも届出対象

その他(以下はこれまでも変更届出対象事項であったもの)

名称又は代表者の氏名の変更

行政庁が内閣総理大臣である公益法人の公益目的事業を行う都道府県の区域の変更(定款に定めるものに限る。)又は事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)であって、当該変更後の公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所が二以上の都道府県の区域内であるもの ※行政庁の変更を伴う場合は変更認定事項

行政庁が都道府県知事である公益法人の事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)であって、当該変更前及び変更後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるもの ※行政庁の変更を伴う場合は変更認定事項

定款の変更(名称、事業内容の変更等に伴い提出された場合を除く。)

理事(代表者を除く。)、監事及び評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称

理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準

公益目的事業又は収益事業等を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等

(例)
実施区域又は事務所の所在場所が
・2箇所以上(都道府県Aと都道府県B)
→1箇所(都道府県Aのみ)に変更
※この場合、行政庁が内閣総理大臣から
都道府県Aの知事に変更

※制度改正後の変更認定対象事項

公益目的事業の実施区域又は事務所の所在場所の変更であって、行政庁の変更を伴うもの

公益目的事業の種類又は内容の変更であって、変更届出対象に該当しないもの

(例)
公益目的事業で奨学金事業のみを行う法人が
・新たに公益目的事業として検定事業を開始
・奨学金事業から体験活動事業に変更

公益目的事業とは「A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であつて、B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」をいう。公益目的事業の認定を受けるための申請書は、その事業がA及びBに該当することを示すものである。

A 別表該当性

+

B 不特定多数性

① 法人の掲げるその事業の「趣旨・目的」が、認定法別表各号に該当し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることが求められる。

「趣旨・目的」だけでなく、それを担保するために「事業内容」及び「手段」が、
② 当該趣旨・目的を実現するためのものであること（事業の合目的性）を合理的に説明できること

③ 当該目的を実現するための事業の質（専門性や公正性、不利益発生排除など）が確保されていること

④ 特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと（受益の機会の公開など）

⑤ 事業内容に透明性があること

⑥ 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること が必要

上記に該当することを申請書に記載する必要

申請書で記載が必要な事項

① 事業の趣旨・目的	ア：事業（及び法人）の趣旨・目的を記載する。 イ：アのほか、（i）事業の種類（別表該当性）についての説明 （ii）趣旨・目的の公表方法を記載する
② 事業の概要	①アに記載された趣旨・目的を実現するため、どのような種類の事業を、 どのような者（受益者）を対象にどのような方法で行うかなどを記載する。 ※ 当該事業に付随して小規模に行う事業については事業計画等への記載を前提に記載不要
③ 受益の機会	事業の受益の機会（応募要件、参加要件等）について記載する。受益の機会を特定の集団に限るような場合には、当該制限を付す理由及び当該制限によっても、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することになる理由を記載する。受益の機会が開かれていることが明らかであれば記載不要。
④ 受益者の義務・受益の条件	受益者の義務（受益の条件（対価・その設定方法など））及びその公表方法について記載する。社会通念に照らして当然の義務・条件は記載不要。
⑤ 事業の合目的性の確保の取組	ア 受益者等の選定方法、イ アのほか、具体的な事業内容が、①の趣旨・目的に適合することを確保するための取組、ウ 事業の実施による不利益を排除する取組を記載する
⑥ その他	事業の公益性を確保するために、法人が特に講ずることとしている措置を記載する

⇒ 例えば、②や③を確認するためには、事業の対象者を特定する必要があるが具体的な参加者数までは記載不要、④を確認するために、公表方法として法人HPを指定する場合に、具体的なページのURLまでは記載不要

現行

事業を細分化し過ぎており、
細かな見直しの都度記載内容の変更が発生

2. 個別事業の内容について
(1) 公益目的事業について (事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率(%)
公 1	安全・安心な社会のための●●に関する事業	90.0

〔1〕事業の概要について (注1)

1 趣旨(目的)・まとめた理由
各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。(1)及び(2)の事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

2 事業

(1) ●●に関する普及啓発事業
●●に関する国民の理解を促進するため、次の事業を行う。

ア 展示等による普及啓発
(ア) ●●資料館
●●を展示している●●に説明員を配置し、事業の概要、展示についての説明を行うことにより、●●を認識していただき、●●に関する理解を図る。

(イ) ●●ミュージアム
令和●●年度に●●人が訪れた●●ミュージアムの一角で、パネル展示等を行い、説明員により●●に係る普及啓発を図る。

イ 行事等各種機会を捉えた普及啓発
各地の祭り等の機会をとらえ、パネル展示等を実施し、●●に係る普及啓発を図る。
・40カ所 3,000人

ウ ●●新聞の発行
記事、写真等により、●●を広く国民に分かりやすく周知する。●●新聞は年間を通して発行し、●●等を通じて提供するとともに、要望のある図書館、自治体等には無償で配布し●●に係る普及啓発を図る。
・月4回発行(発行部数1回5,000部)

エ ホームページ等による普及啓発
ホームページ、SNSを通じ、分かりやすく●●の普及啓発を図る。

オ オリジナルキャラクターグッズ等による普及啓発
ロゴマーク、イメージキャラクター等を使用し、帽子、Tシャツ、マグカップ等日常生活で使用するグッズ及びカレンダー等を制作し、配布、販売を行うことにより、広く子供から大人までを対象に●●に係る普及啓発の端緒とする。

カ ●●友の会会員に対する普及啓発
●●友の会を支援するとともに、会員を対象とした●●に係る普及啓発を図る。
・23支部 正会員数 4,000名

⋮

標準化

事業単位ごとに簡潔な記載に
※詳細は事業計画書、事業報告書に記載

2. 個別事業の内容について
(1) 公益目的事業について (事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率 (%)
公 1	安全・安心な社会のための●●に関する事業	90.0%

〔1〕事業の概要について (注1)

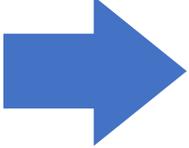
(1) 趣旨(目的)・まとめた理由
各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。ア及びイの事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

(2) 事業

ア ●●に関する普及啓発活動事業
【事業内容】資料館やミュージアム、各種行事等における展示や専門員による説明、写真や図等で分かりやすく●●を伝える刊行物の発行・配布、オリジナルキャラクターグッズの制作・配布・販売等を行い、●●に対する理解の促進を行う。

イ 顕彰事業
ため、優れた取組に対する賞の対象者を募集・選出、
制を採用し全国の●●関係者へ推薦依頼を行う。
選考委員会に諮り、その結果について理事会の決議によ

⋮



記載の簡素化
※ア～カに細分化された事業を一つに集約

申請書には、
公益目的事業のコンセプトを記載
(コンセプトが共通する事業は集約)
「事業の概要」であれば、各手段毎に回数等まで書いていたものを簡素化
その他の事項についても、必要な内容がわかる粒度で記載

- 審査に必要となる判断要素、申請時に提出を求める書類・証憑等は、ガイドラインで具体的に記載
(ガイドラインの記載例(奨学金事業))

審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に、合理的に必要と考えられる書類・証憑類(事業計画等に内容等が記載されていれば可)
奨学金が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示している。	奨学金に係る規程(定款やHPに明示がない場合)
応募の機会が一般に開かれていること	募集要項、選考基準
個別選考に当たって、直接の利害関係者を排除していること	選考委員会規程、選考委員名簿
奨学金給付に当たり、合理性のない義務を課していないこと/義務がある場合、その内容は応募者や支給対象者に明らかにされていること	募集要項、奨学金規程
奨学金給付対象者に約束した給付内容を実施するために必要な財源が十分確保されていること	財務諸表(継続的な事業財源に疑義がある場合は、寄附確約書等)
奨学金業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	個人情報保護規程

- ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、当該書類を必要とする理由を示す(ガイドライン)

- 申請について、原則として標準処理期間内(内閣府においては、公益認定申請:4か月、変更認定申請:40日)に処理する旨をガイドラインに明記。審査に要した期間の状況について、今後、公表。
 - 公益法人が、適切に準備を行うことが出来るよう、予見可能性の更なる向上に向けた取組
 - ・ 認定法の各種判断について、「事例集」を作成・公表
 - ・ 判断の蓄積、関係者の意見・要望等を踏まえ、ガイドラインについて、少なくとも年に1回は見直し。
 - 変更認定申請の審査に当たっては、変更のない事項は、原則として基準に適合しているものとして取り扱うことをガイドラインに明記。
 - 申請内容が具体性を欠き、内容が不明確である場合や、申請書類や添付書類(財務諸表を含む。)に疑義があり、説明を求めても相当の期間内に申請法人適切な回答をしない場合等に、不認定となり得ることをガイドラインに明記。

1 財務規律の柔軟化・明確化

2 行政手続の簡素化・合理化

3 自律的なガバナンスの充実、
透明性の向上